

開かれた市政、公正な市政をすすめるために

情報公開・個人情報保護制度

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。

甲賀市情報公開条例第29条(実施状況の公表)及び甲賀市個人情報保護条例第44条(運用状況の公表)の規定に基づき、平成21年度の運用状況(平成22年4月1日現在)を公表します。	甲賀市情報公開条例第29条(実施状況の公表)及び甲賀市個人情報保護条例第44条(運用状況の公表)の規定に基づき、平成21年度の運用状況(平成22年4月1日現在)を公表します。
<ul style="list-style-type: none"> ・部分公開及び非公開理由別状況 個人に関する情報 5件 法人等に関する情報 10件 意思形成過程情報 2件 市政運営情報 1件 個人に関する情報及び法人等に関する情報 9件 ・不服申立ての件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分公開及び非公開理由別状況 開示 3件 部分開示 3件 不存在 2件 ・部分開示及び非開示理由別状況 開示請求者以外の個人に関する情報 2件 意思形成過程情報 1件 ・不服申立ての件数 0件

公益通報制度

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置づけるものです。

公益のために通報する行為は正当な行為として評価し、その通報者に対して不利益な取り扱いがされることのないよう保護していく体制を築くことで、市役所内部の浄化を図り、よりよい甲賀市政の実現をめざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第17条の規定に基づき、平成21年度の運用状況(平成22年4月1日現在)を公表します。

- ・公益通報件数 0件
- ・不当要求件数 0件

※水口庁舎および各支所に情報コーナーを設け、入札結果、議会会議録などの情報提供を行っていますのでご利用ください。

問い合わせ

法務室

☎ 65-0664
☎ 63-4619

非自発的失業者の方の国民健康保険税を軽減

非自発的失業者(倒産、解雇、リストラ等の事業主都合によって離職された方)に対して、安心して医療が受けられるよう、4月から、国民健康保険税の算定の際、対象者の前年の給与所得を100分の30に軽減して算定します。ただし、前年の給与収入が65万円以下(給与所得が0円)の方については、申請されても保険税額に変更はありません。

■対象者

次のすべての条件を満たす方

- ①平成21年3月31日以降に失業した方
- ②失業時点で65歳未満の方
- ③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する方

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄の記載番号が下記の場合に該当となります。

特定受給資格者理由コード 11、12、21、22、31、32

特定理由離職者理由コード 23、33、34

■対象期間

平成22年4月以降について適用され、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。

離職日	軽減期間
平成21年3月31日 ～平成22年3月30日	平成22年4月 ～平成23年3月
平成22年3月31日 ～平成23年3月30日	離職日の翌日の属する月 ～平成24年3月

■申請方法

税務課窓口にて、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参し、申請してください。

■問い合わせ

税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574